

子供が安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- *いじめは人間として絶対に許されない行為であること、どの子にも、どの学校でも起こりうることを理解徹底する。
- *規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。
- *学校・地域・家庭・関係機関等が一体となって、いじめが起こりにくい学校や地域づくりへの取り組みを推進していく。
- *亀城ッ子宣言を基盤とした「温かなかかわり」を積極的に押し進めていく。
- *本校の基本方針である、「自ら進んでよりよい判断・実行」を基にした指導を行っていく。

【いじめの定義】(いじめ防止対策推進法第2条)
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

【未然防止】

- *日頃から、子供一人一人を大切にされた指導を行い、どの子にも居場所のある学級づくりをする。
- *「生活のきまり」の趣旨を理解し、生活の中で規範意識を高める。
- *ふじえだ型ピア・サポートの推進
- *「いじめは人間として絶対に許されない」ことを普段から伝え、いじめを許さない雰囲気醸成する。

— 昨年度の取り組みの評価 —

- ・友達や自分のピア・サポートをみんなで認め合い、さらに教師がその場で価値付け、思いやりの心を少しずつ広めていくことができた。

【早期発見】

- *休み時間のふれ合いや連絡帳等で日頃から信頼関係の構築に努める。
- *積極的に子供へのアンケートを行い、結果を分析する。
- *教員同士の情報交換を密に行い、子供の多様な面を理解するように努める。

— 昨年度の取り組みの評価 —

- ・2か月に一度行う学校独自のアンケートから、子供や保護者の不安感や悩みをつかみ、職員で情報を共有することで、早期発見、早期対応につながるものがあった。

【早期対応】

- *いじめの発見・通報に際して、速やかな聞き取りを行い、正確に事態を把握する。
- *実態把握に基づき、指導・支援体制を組み、組織で対応する。
- *被害児童の安全を確保し、不安除去に努める。
- *加害児童に対して、責任を自覚させる。
- *学級全体にいじめ根絶の態度を行き届かせる。
- *家庭への事実報告を迅速に行い、連携する。

— 昨年度の取り組みの評価 —

- ・担任、学年主任、教務主任、生徒指導主任、教頭が状況を確認し、指導、家庭連絡等を組織的に行った。

【PTAや地域との連携】

- *保護者と連携を取りながら、子供一人一人の自分づくりを支援する。(教育面談など)
- *民生児童委員、学校運営協議会との連携を図る。(協議)
- *西益津中学区の小・中学校と普段から情報交換を密にしていき、**すぐに相談し合える体制を築く。**

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- *児童会活動を中心として、あいさつや温かなかかわりを認め合い、広める実践をさらに深めていく。(子供の立場から)
- *各委員会活動におけるピア・サポートを意識した実践を行う。
- *ピア・サポートを取り入れた活動及び静岡県版SELを活用した授業を行う。
- *学活や帰りの会等で、ふり返りを行う。**(いいこと見つけ等)**

【いじめ対策委員会】

- 委員
校長・教頭・教務主任
生徒指導主任
養護教諭・校務・学年主任
スクールカウンセラー
PTA(会長・児童育成部長)

【職員研修・指導体制】

- *子供を語る会で子供たちの様子を情報交換し、全職員で実態理解を深める。
- *打ち合わせで、直近の子供の課題を全職員で共有する。

【取組等の点検】

- *市の生徒指導研修等の伝達を行う。
- *校長のリーダーシップの下、協力体制を確立し、教育委員会とも連携して実情に応じた対策を講じ、推進する。

【関係機関との連携】

- *市教委・スクールカウンセラー
・SSW・警察・子ども若者支援課等と状況に応じて連携し、対応に当たる。
- *記録をとって、正確に対応し、情報を共有する。